審　査　基　準

令和６年６月２５日作成

法　　令　　名：	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
根　拠　条　項：	第 11 条第１項
処 分 の 概 要：	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定
原権者（委任先）：	東京都公安委員会
法 令 の 定 め：	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第２条（定義）、第３条（犯罪被害者等給付金の支給）、第４条（犯罪被害者等給付金の種類等）、第５条（遺族の範囲及び順位）、第６条（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）、第７条（他の法令による給付等との関係）、第８条（損害賠償との関係）、第９条（犯罪被害者等給付金の額）、第 10 条（裁定の申請）、第 11 条第２項及び第３項（裁定等）、第 12 条（仮給付金の支給等）、第 13 条第１項及び第３項（裁定のための調査等） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第１条（法第２条第５項の政令で定める要件）、第２条（法第２条第６項の政令で定める身体上の障害の程度）、第３条（法第７条第１項の政令で定める給付等）、第４条（法第７条第１項の給付等に相当する金額）、第５条（遺族給付基礎額）、第６条（遺族給付金に係る倍数）、第７条（法第９条第２項の政令で定める期間）、第８条（法第９条第２項の療養に要した費用の額）、第９条（法第９条第２項の政令で定める法律）、第 10 条（法第９条第２項の政令で定める場合）、第 11 条（法第９条第２項の政令で定める額）、第 12 条（休業加算基礎額）、第 13 条（法第９条第４項の政令で定める額）、第 14 条（障害給付基礎額）、第 15 条（障害給付金に係る倍数）、第 16 条（法第 12 条第１項の政令で定める額） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第１条（障害等級に該当する障害）、第２条（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第９条、第 10 条、第 11 条（犯罪被害者等給付金の支給に関する特例）、第 12 条（令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等）、第 13 条（令第４条の国家公安委員会規則で定める算定方法）、第 14 条（令第５条のその他の者の収入日額の算定方法）、第 15 条（遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）、第 15 条の２（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）、第 16 条（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）、第 17 条（重傷病給付金の支給に係る裁定の申請）、第 18 条（障害給付金の支給に係る裁定の申請）、第 19 条（損害賠償を受けた場合の届出）、第 22 条（申請書等の経由）、第 23 条（添付書類の省略）
準　拠　基　準：	犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和６年 12 月２日付け警察庁丙犯被発第 257 号別添）を参照して行うものとする。
処　理　期　間：	捜査結果が判明してから、個別に具体的な処理を要するため処理期間を定めることはできないが、可能な限り１年以内とする。
申　　請　　先：	あなたの住居地を管轄する警察署の警務課又は警視庁犯罪被害者支援室
問 い 合 わ せ 先：	警視庁犯罪被害者支援室被害者給付係 （電話 03-3581-4321　内線 21221）
備　　考：	